

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧注水系タービン補助油ポンプ出口圧力計の点検において、指示値不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
2	1号機	主タービングランドシール蒸気系蒸化器主蒸気調整弁の点検において、弁座シート面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-15）用スクラム出口弁の点検において、弁棒に浸食が認められたため、当該弁棒を交換	D	
4	1号機	主タービングランドシール蒸気系排気バイパス弁の浸透探傷検査において、弁座シート面に浸透指示模様が認められたため、当該弁一式を交換	D	
5	1号機	1号機用送電系統保護継電器の点検において、自動オシログラフに動作不良が認められたため、当該装置を修理	D	
6	1号機	原子炉停止時冷却系系統入口隔離弁に閉動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
7	2号機	新廃棄物地下貯蔵設備建屋換気空調系給気ファン用外気処理フィルタに一部破損が認められたため、当該フィルタを点検・修理	D	
8	3号機	停止保管中の所内ボイラ（A）ドラム空気抜き弁のグランド部より、窒素ガスのリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	廃棄物処理系床ドレンサンプルタンク（B）の点検において、当該タンクの内側底部に塗装の剥離及び発錆が認められたため、当該部を補修塗装	D	
10	4号機	原子炉建屋内及びタービン建屋内ケーブルトレイ留め金具に外れが認められたため、当該金具を取付	D	
11	4号機	廃棄物処理建屋内ケーブルトレイ留め金具に外れが認められたため、当該金具を取付	D	
12	4号機	炉心差圧の測定値において、プロセス計算機室設置のプラント運転データ記録用プリンタの印字値と中央操作室設置の同データ監視用画面の表示値に相違が認められたため、対応検討	D	
13	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気ファン出口試料採取盤内サンプリングフィルタの留め具（輪）が欠損したため、留め具を修理	D	
14	5号機	廃棄物処理系シャワードレンポンプ（B）ベント弁の操作ハンドルに開閉操作不能（空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	給水系試料調整盤内純水止め弁のグランド部より純水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	タービン建屋換気空調系排気ファン（B）出口ダンパ駆動部のボルトナットに緩み（5組中、1組）が認められたため、当該ボルトナットを交換	D	
17	集中環境施設	停止中の補助ボイラ（A）用給水流量積算計に誤動作（積算値の増加）が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
18	集中環境施設	洗濯廃液ろ過器（A）の内部シール部品の劣化が認められたため、当該部品を交換	D	
19	その他	使用済燃料共用プール用補給水ポンプ（A）電動機の点検において、軸受部の軸外径測定値に管理値外れが認められたため、当該軸部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで